

## 巡回スクールバス運行業務委託仕様書

- 1 目的 本契約に係るスクールバスは、児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るために運行するものである。
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 運行区間 下記13の乗降場所と時間参照
- 4 運行見込 年間198日(詳細は、別紙運行計画表による)
- 5 運行計画 別紙運行計画表による。変更する場合は下記の要領で行う。
  - (1) 運行日の変更  
学校が運行日を変更するときは、1週間前までに受託者に連絡する。
  - (2) 運行時刻の変更  
・登校時:学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。  
・下校時:学校は出発する時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
  - (3) 運行を中止する場合  
学校は当日午前6時30分までに受託者に連絡する。
- 6 業務内容
  - (1)バスの運行
  - (2)児童生徒の乗降の介助・確認等
  - (3)車両の管理等
  - (4)嘔吐等の処理及び清掃
  - (5)緊急時等(事故や災害時)の対応
  - (6)学校との連絡手段として、専用の携帯電話を1台用意する。
  - (7)その他、バスの運行に必要な事項
  - (8)乗務員は、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないよう、登校時における学校到着時及び下校時における最終乗降場所において、すべての児童生徒が降車したことを1席ずつ一番後ろの席まで確認すること。また、置き去りの有無について、都度学校へ報告すること。
- 7 運行車両
  - (1)車種は、小型バスとする。
  - (2)座席数は、小型バスは添乗員席を含み25席程度(補助席を除く)とする。
  - (3)乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実に行われるようにするため、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置(以下、安全装置)を装備すること。
- 8 乗務員
  - (1)受託者は、添乗員1人、運転手1人を配置する。
  - (2)乗務員は、運行業務の職責の意識を高めるとともに、障害のある児童生徒への理解を深め、業務を円滑に遂行できるよう、契約後から運行開始まで及びその後必要に応じて県教育委員会等が実施する研修会を受講する。(県教育委員会研修1回程度)  
県教育委員会研修について、対象者である運行委託業者の添乗員で、前年度までに本研修を受講した者についての参加は任意とする。
  - (3)添乗員は、乗降の介助・確認、児童生徒の見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。

9 運行報告 受託者は、毎月最終運行日までの運行状況をまとめ、速やかに学校へ報告すること。

10 請求及び支払

受託者は、当月分の業務完了後、学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11 委託に含まれる経費

- (1)乗務員の雇用及びこれに伴う一切の経費
- (2)車内介助、嘔吐等処理及び清掃に要する一切の費用
- (3)修理費用
- (4)燃料代
- (5)車両の故障、事故、整備期間等の代替輸送に要する費用
- (6)任意保険(対人・対物、搭乗者、無保険車傷害費用)の加入に要する費用
- (7)バス運行に係る連絡用携帯電話等の費用

12 その 他 (1)運行に際して必要な法規上の手続きを行うこと。

(2)使用する車検証の写しを学校へ提出すること。

(3)故障・事故時の代替輸送は迅速に行うこと。

(4)業務上知り得た個人情報の保護を行うとともに守秘義務を厳守すること。

(5)契約締結日から安全装置を装備するまでの間、または、車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、代替措置を講じること。

(例:運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える、など。)

13 乗降場所と時刻(予定)

【登校時】		【下校時】	
1 有田町役場東出張所	7:33発	1 学校発	15:40発
2 二里コミュニティセンター	7:54発	2 伊万里市民センター	15:50着
3 旧ポリテクセンター付近	8:13発	3 セブンイレブン伊万里瀬戸町店	16:01着
4 セブンイレブン伊万里瀬戸町店	8:26発	4 旧ポリテクセンター付近	16:17着
5 伊万里市民センター	8:35発	5 二里コミュニティセンター	16:32着
6 学校	8:50着	6 有田町役場東出張所	16:51着

※始業式、卒業式、修了式など下校時のバスの時間が通常と異なります。

※春、秋の陶器市期間中は有田町役場東出張所が使用できないため、乗降場所を有田町体育センターに変更します。

※児童生徒のバス利用予定等により登校時のみの運行とする場合があります。なお、この場合のうち、「5運行計画(1)及び(3)」の方法により運行を変更した日の請求額は、契約単価に0.64を乗じた金額とします。